

一般高圧ガス保安規則第6条第1項の技術上の基準に対応する事項

号	引用条項	基準項目 条文 その他関連告示・基準等	該当等の有無 措置内容 参考図面等(インデックスNO.を記載)
1		【境界線・警戒標】 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。 例示基準.1	該当の有無について選択 境界線・警戒標配置図()
		【保安距離】 製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備の外側から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。	該当の有無について選択 事業所敷地内での設備距離確保の適否 適 否 第一種設備距離(m) 第一種保安物件までの距離(m) 第二種設備距離(m) 第二種保安物件までの距離(m) 「否」の場合は、別記様式「保安距離への対応について」を添付すること 保安距離図()
3		【火気取扱施設までの距離】 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置(以下「流動防止措置」という。)若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。 例示基準.2	該当の有無について選択 措置の方法 火気取扱施設までの距離(m 8m) 流動防止措置を施す場合 ・防火壁又は障壁の高さ(m 2m) ・火気取扱施設までの水平迂回距離(m 8m) 連動消火装置 シリンダーキャビネット 施設配置図() 障壁()
		【設備間距離】 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。)は、その外面から当該製造設備以外可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備(可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。)に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第四十三号に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。	該当の有無について選択 可燃性ガス製造設備から他製造設備に対する距離 可燃性ガス製造設備までの距離(m 5m) 圧縮水素スタンドまでの距離(m 6m) 酸素製造設備までの距離(m 10m) 施設配置図()
5		【貯槽間距離】 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。)は、その外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。 例示基準.3	該当の有無について選択 貯槽間距離 可燃性ガス貯槽間の距離(必要距離 m) (設計距離 m) 可燃性ガス貯槽と酸素貯槽間の距離 (必要距離 m) (設計距離 m) 緩和措置() 貯槽配置図() 防消火設備()
		【貯槽表示】 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。 例示基準.4	該当の有無について選択 貯槽識別措置()
7		【液化ガス貯槽の流出防止措置】 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(可燃性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が千トン以上のもの、毒性ガスの液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が五トン以上のものに限る。)の周囲には、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。 例示基準.5	該当の有無について選択 貯槽ガス名() 貯蔵能力() 流出防止措置の方法() 防液堤(必要容積) (設計容積)
		【防液堤内外の設備設置規制】 前号に規定する措置のうち、防液堤を設置する場合は、その内側及びその外面から十メートル(毒性ガスの液化ガスの貯槽に係るものにあつては、毒性ガスの種類及び貯蔵能力に応じて経済産業大臣が定める距離)以内には、当該貯槽の付属設備その他の設備又は施設であつて経済産業大臣が定めるもの以外のものを設けないこと。 製造細目告示第2条	該当の有無について選択 防液堤内の設備・施設() 防液堤外の設備・施設() 設備配置図()
9		【滞留しない構造】 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。 例示基準.6	該当の有無について選択 滞留しない構造の措置 開口部 換気装置 シリンダーキャビネット ガス比重 空気より比重の小さいガス 空気より比重が大きいガス 開口部又は換気装置配置図() 換気装置仕様書() 換気量計算書() シリンダーキャビネット図面等()

10	〔ガス設備(高圧ガス設備を除く)の気密構造〕	該当の有無について選択
	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く。)は、気密な構造とすること。	ガス設備の気密な構造 ()
11	〔高圧ガス設備の耐圧性能〕	該当の有無について選択
	高圧ガス設備(容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。)は、常用の圧力の1.5倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.3倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.1倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格すること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。	認定品等(特定設備、認定試験者認定品、KHK受験品)以外の設備は、耐圧試験を実施する。 申請届出時において、認定書等の写しを用意できる場合は添付する。 申請届出時において、認定書等の写しを用意できない場合は完成検査時に提出する。 移設品及び再使用品は、必要に応じて使用経歴を確認できる書類を添付する。なお、状況により耐圧試験、開放検査等を実施する。 〔使用経歴を確認できる書類の例〕 ・許可証 ・完成検査証 ・保安検査証 ・定期自主検査資料 ・開放検査資料
	製造細目告示第4条 例示基準.7	機器等一覧表() 認定書等の写し() 機器構造図() 使用経歴を確認できる書類()
12	〔高圧ガス設備の気密性能〕	該当の有無について選択
	高圧ガス設備(容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。)は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格すること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。	組立状態において、気密試験を実施する。
	製造細目告示第5条 例示基準.7	機器等一覧表()
13	〔高圧ガス設備の強度〕	該当の有無について選択
	高圧ガス設備(容器を除く。以下この号において同じ。)は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。	認定品等(特定設備検査受験品、大臣認定品、KHK受験品)以外の設備は、強度計算書を添付する。
	例示基準.8	機器等一覧表() 強度計算書() 機器構造図()
14	〔ガス設備に使用する材料〕	該当の有無について選択
	ガス設備(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。	認定品等(特定設備検査受験品、大臣認定品、KHK受験品)以外の設備は、材料証明書を添付する。
	例示基準.9	機器等一覧表() 機器構造図() 材料証明書の写し()
15	〔高圧ガス設備の基礎〕	該当の有無について選択
	高圧ガス設備(配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽(貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽にあつては、その底部)は、同一の基礎に緊結すること。	不同沈下等により有害なひずみが生じない基礎 貯蔵能力100m ³ 又は1トン以上の貯槽における基礎への緊結方法 ()
	例示基準.10	地盤調査書() 基礎構造図()
16	〔貯槽の沈下状況測定〕	該当の有無について選択
	貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。	沈下状況を測定するための措置 ()
	製造細目告示第10条 例示基準.11	

17	<p>【耐震設計構造】</p> <p>塔(反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備(貯槽を除く。))であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さ(五メートル以上のものをいう。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。))及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。))並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下この号において「設計地震動」という。)、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。)、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。))によることができる。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>設計条件</p> <p>貯蔵能力() (t)</p> <p>耐震設計構造物から事業所境界線までの最短距離() (m)</p> <p>内容物()</p> <p>高圧ガスの種類</p> <p>第一種毒性ガス 第二種毒性ガス 第三種毒性ガス</p> <p>可燃性ガス 其他のガス</p> <p>重要度分類(係数)</p> <p>a (1.00) (0.80) (0.65) (0.50)</p> <p>用途地域</p> <p>工業専用地域</p> <p>工業地域</p> <p>住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p> <p>その他の地域</p> <p>地域区分(係数)</p> <p>特A (1.0) A (0.8) B (0.6) C (0.4)</p> <p>ベースプレートからの高さ() (m)</p> <p>運転重量()</p>
	耐震告示 埼玉県地震対策要綱	耐震設計書()
18	<p>【温度計等】</p> <p>高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、温度計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p>
	<p>例示基準 12</p> <p>製造細目告示第6条</p>	<p>機器等一覧表() 配管系統図()</p> <p>温度計仕様書()</p>
19	<p>【圧力計・安全弁】</p> <p>高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>常用の圧力を超えた場合の措置</p> <p>安全弁</p> <p>破裂板</p> <p>その他()</p>
	<p>例示基準 13</p> <p>製造細目告示第7条、第7条の2</p>	<p>機器等一覧表() 配管系統図()</p> <p>機器仕様書()</p>
20	<p>【安全弁放出管】</p> <p>前号の規定により設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七条の三第二項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。))のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>放出管開口部の位置</p> <p>貯槽頂部から2m以上の位置</p> <p>貯槽地盤面から5m以上の位置</p> <p>除害設備内</p> <p>近接建築物等の建屋以上の位置</p>
	<p>例示基準 14</p>	放出管位置平面図・立面図()
21	<p>【負圧防止】</p> <p>可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>負圧防止の措置</p> <p>圧力計</p> <p>圧力警報設備</p> <p>その他の場合</p> <p>真空安全弁</p> <p>他の貯槽又は施設からのガス導入配管(均圧管)</p> <p>圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御装置</p> <p>圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備</p>
	<p>例示基準 15</p>	
22	<p>【液面計】</p> <p>液化ガスの貯槽には、液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。))を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、貯槽(可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのものに限る。))とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>ガラス液面計の使用の有無</p> <p>有 無</p> <p>ガラス液面計の使用「有」の場合</p> <p>破損防止の措置()</p> <p>漏えい防止の措置()</p>
	<p>例示基準 16</p>	液面計仕様書()
23	<p>【不活性ガス置換構造】</p> <p>特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ素(以下「五フッ化ヒ素等」という。))の製造設備(当該ガスが通る部分に限る。))は、その内部のガスを不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。))により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体(当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。))の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にする事。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>不活性ガスによる置換又は真空にする措置の方法</p> <p>()</p>
	<p>例示基準 17</p>	ページ配管系統図()

24	<p>【貯槽の配管に設けたバルブ】</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管(当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、当該貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉鎖しておくこと。)を設けるほか、一以上のバルブ(次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。)を設けること。</p>	<p>該当の有無について選択</p>
	<p>例示基準 18</p>	<p>配管系統図()</p>
25	<p>【緊急遮断装置(貯槽配管)】</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽(内容積が五千リットル未満のものを除く。)に取り付けた配管(当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>緊急遮断装置の種類</p> <p>緊急遮断弁</p> <p>逆止弁(受入専用配管に限る)</p> <p>操作機構 液圧 気圧 電気 パネ</p> <p>遮断操作位置(貯槽から5m以上(防液堤がある場合はその外側)の安全な位置)を施設配置図に明記する。</p>
	<p>例示基準 19</p>	<p>配管系統図() 操作機構仕様書()</p> <p>施設配置図()</p>
26	<p>【電気設備の防爆構造】</p> <p>可燃性ガス(アンモニア及びプロピルメチルを除く。)の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>申請届出時において、防爆検定合格証の写しを用意できる場合は添付する。</p> <p>申請届出時において、防爆検定合格証の写しを用意できない場合は完成検査時に提出する。</p>
		<p>機器等一覧表() 防爆検定合格証の写し()</p>
27	<p>【保安電力等】</p> <p>反応、分離、精製、蒸留等を行う製造設備を自動的に制御する装置及び製造施設の保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する製造施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>対象設備の保安電力の種類</p> <p>緊急遮断装置 保安電力等種類()</p> <p>散水装置 保安電力等種類()</p> <p>消火設備 保安電力等種類()</p> <p>除害設備 保安電力等種類()</p> <p>非常照明 保安電力等種類()</p> <p>ガス検知警報設備 保安電力等種類()</p> <p>通報設備 保安電力等種類()</p> <p>その他 保安電力等種類()</p>
	<p>例示基準 20</p>	
28	<p>【アセチレン容器の破裂防止措置】</p> <p>圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により容器が破裂することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>散水装置の能力が例示基準に適合していることが確認できる資料を添付すること。</p>
	<p>例示基準 21</p>	<p>散水配管系統図() 散水装置設置図()</p> <p>散水設備設計計算書()</p>
28の2	<p>【車両に固定した容器等の破裂防止措置】</p> <p>三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器(以下「車両に固定した容器等」という。)に充填する場所及び第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場(車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。)には、隣接する当該ガスを容器に充填する場所における火災等の原因により車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>破裂防止措置()</p>
	<p>例示基準 21の2</p>	
29	<p>【圧縮機とアセチレン充填場所等間の障壁】</p> <p>圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所又は第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間及び当該ガスを容器に充填する場所と第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、それぞれ厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>障壁の種類</p> <p>アセチレン圧縮機とアセチレン充填場所間 ()</p> <p>アセチレン圧縮機とアセチレン容器置場間 ()</p> <p>アセチレン充填場所とアセチレン容器置場間 ()</p>
	<p>例示基準 22</p>	<p>障壁構造図() 障壁配置図()</p>
30	<p>【圧縮機と充填場所間の障壁】</p> <p>圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>障壁の種類 ()</p>
	<p>例示基準 22</p>	<p>障壁構造図() 障壁配置図()</p>

31	<p>【ガス漏えい検知警報設備】</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>取扱いガス名 ()</p> <p>検出端部の設置個数</p> <p>屋内 必要個数() 設置個数()</p> <p>屋外 必要個数() 設置個数()</p> <p>加熱炉等 必要個数() 設置個数()</p> <p>計器室 必要個数() 設置個数()</p> <p>警報部の設置場所 ()</p>
	<p>例示基準 . 23</p>	<p>検出端部設置図() 警報部設置図()</p> <p>ガス検知器仕様書()</p>
32	<p>【貯槽の温度上昇防止装置】</p> <p>可燃性ガス若しくは毒性ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外の貯槽であつて可燃性ガスの貯槽の周辺若しくは可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びこれらの支柱には、温度の上昇を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>貯槽名()</p> <p>ガス性質 液化ガス 圧縮ガス</p> <p>可燃性 毒性 可燃性及び毒性</p> <p>周辺に該当するものがある場合</p> <p>可燃性貯槽の防液堤外面から10m以内にあるもの</p> <p>可燃性貯槽(防液堤なし)の外面から20m以内にあるもの</p> <p>可燃性物質を取り扱う設備の外面から20m以内にあるもの</p> <p>温度上昇防止措置方法</p> <p>液化ガス貯槽</p> <p>水噴霧装置 散水装置 消火栓</p> <p>保冷用断熱材で十分な耐火性能があるものを使用</p> <p>液化ガス貯槽の支柱(高さ1m以上)</p> <p>水噴霧装置 散水装置 消火栓</p> <p>50mm以上のコンクリート等耐火性能を有する断熱材で被覆</p> <p>圧縮ガス貯槽及び支柱</p> <p>消火栓 消防車</p>
	<p>例示基準 . 24</p>	<p>散水配管系統図() 散水ノズル等配置図()</p> <p>消火栓配置図() 貯水槽図面()</p> <p>水噴霧装置等の仕様・能力等が確認できる資料()</p>
33	<p>【毒性ガスの識別措置・危険標識】</p> <p>毒性ガスの製造施設には、他の製造施設と区分して、その外部から毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別することができるような措置を講ずること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。</p>	<p>該当の有無について選択</p>
	<p>例示基準 . 25</p>	<p>識別標及び危険標識の設置場所位置を示す図面()</p>
34	<p>削除</p>	
35	<p>【毒性ガス配管等の接合】</p> <p>毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>溶接以外の場合の接合方法の有無</p> <p>有 無</p> <p>「有」の場合は、接合方法が例示基準に適合していることが確認できる資料を添付する。</p>
	<p>例示基準 . 26</p>	<p>接合方法が例示基準に適合していることが確認できる資料()</p>
36	<p>【毒性ガス配管の二重管等】</p> <p>特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺の状況(当該配管が設置されている事業所の周辺における第一種保安物件及び第二種保安物件の密集状況を含む。)に応じて必要な箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講ずること。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、この限りでない。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>二重管の設置の有無 有 無</p> <p>外層管と内層管の層管のガス漏えい検知装置</p> <p>内外層管に検出端部を設置</p> <p>内外層管に圧力検知警報設備を設置</p> <p>内外層管に不活性ガスを流入し、出口側に検出端部を設置</p> <p>内外層管を常時吸引し、出口側に検出端部を設置</p> <p>検出端部等を配管系統図に記載する</p>
	<p>例示基準 . 27</p>	<p>配管系統図() 二重管の仕様書()</p>
37	<p>【除害措置・保護具】</p> <p>特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。</p>	<p>該当の有無について選択</p> <p>対象ガス名称()</p> <p>対象ガスの区分</p> <p>液化ガス 圧縮ガス</p> <p>水溶性 非水溶性</p> <p>可燃性 不燃性 支燃性</p> <p>拡散防止措置()</p> <p>除害措置 ()</p> <p>除害設備 ()</p> <p>除害剤種類 ()</p> <p>除害剤保有量()</p>
	<p>例示基準 . 28</p> <p>例示基準 . 29</p>	<p>除害系統図() 除害装置仕様書()</p> <p>保護具の保管場所を示す図面()</p> <p>保護具の種類・個数()</p>

38	[静電気除去措置] 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	該当の有無について選択 静電気除去の対象となる製造設備() 静電気除去の措置方法()
	例示基準 . 30	
39	[防火設備] 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。	該当の有無について選択 対象施設ガス種 可燃性ガス 酸素 三フッ化窒素 防火設備種類 消火設備種類 水噴霧装置 粉末消火器 散水装置 (必要個数 個) 固定式放水銃 (設置個数 個) 移動式放水銃 不活性ガス等による拡散設備 放水砲 (建屋内の高圧ガス設備に限る) 消火栓 防火設備等の能力が例示基準に適合していることが確認できる資料を添付する
	例示基準 . 31	防火設備配置図・系統図() 貯水槽図面() 防火設備等の仕様・能力等が確認できる資料()
39の2	[消火設備] 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	該当の有無について選択 消火設備種類 粉末消火器(必要個数 個)(設置個数(個) 不活性ガス等による拡散設備(建屋内の高圧ガス設備に限る)
	例示基準 . 31	消火設備配置図() 消火設備の仕様・能力等が確認できる資料()
40	[通報設備] 事業所には、事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。	該当の有無について選択 通報設備 ページング 構内電話 構内放送 インターホン サイレン 携帯用拡声器等
	例示基準 . 32	
41	[バルブ等の操作に係る適切な措置] 製造設備に設けたバルブ又はコック(操作ボタン等により当該バルブ又はコックを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下同じ。)には、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	該当の有無について選択 措置方法の適合状況 バルブ番号等の標示 バルブ開閉方向の標示 バルブ等に係る配管へのガス名表示又は塗色及び流れ方向の表示 保安上重大な影響を与えるバルブ等への措置 開閉状態の明示 安全弁の元弁その他通常使用しないバルブの封印等 計器盤の緊急遮断弁等のボタンのキャップ等 計器盤の緊急遮断弁等の開閉状態を示すシグナルランプ等 通常使用しない方の緊急遮断弁操作位置の注意事項表示 バルブ等の操作に必要な足場 バルブ等の操作に必要な照度の確保 計器室及び計器室以外の計器盤には非常照明の設置
	例示基準 . 33	
42-イ	[容器置場の明示・警戒標] 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	該当の有無について選択 容器置場・警戒標の位置を図面上に明記する。
	例示基準 . 1	容器置場図面() 境界線・警戒標配置図()
42-ロ	[容器置場の階層] 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充填容器等が断熱材で被覆してあるもの及びシリンダーキャビネットに収納されているものを除く。)は、一階建とする。ただし、圧縮水素(充填圧力が二十メガパスカルを超える充填容器等を除く。)のみ又は酸素のみを貯蔵する容器置場(不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む。)にあつては、二階建以下とする。	該当の有無について選択 ガス種() 容器置場の階層() シリンダーキャビネットへの収納の有無 有 無 2階建ての容器置場の場合は、第6条第1項第42号リ[2階建て容器置場の構造]の欄についても記入する。
		シリンダーキャビネット図面等()
42-ハ	[法定置場距離] 容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)であつて、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種置場距離以上の距離を、第二種保安物件に対し第二種置場距離以上の距離を有すること。	該当の有無について選択 容器置場の面積の合計(m ²) 法定置場距離 第一種置場距離(m) 第二種置場距離(m) 保安物件までの距離 第一種保安物件まで(m) 第二種保安物件まで(m)
		容器置場図面() 置場距離を明示した図面()

42-ニ	〔障壁〕 八の表に掲げる容器置場(イ)及び(ロ)には、第一種置場距離内にある第一種保安物件又は第二種置場距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。 例示基準.22	該当の有無について選択 障壁の種類 () 障壁構造図() 障壁配置図()
	〔直射日光を遮る措置〕 充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガス及び酸素のものに限る。)には、直射日光を遮るための措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限る。)を講ずること。ただし、充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合は、この限りでない。 例示基準.34 例示基準.35	該当の有無について選択 直射日光を遮る措置() 屋根の材質() 屋根材の仕様書()
42-ホ	〔可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場の滞留防止〕 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。 例示基準.6	該当の有無について選択 滞留しない構造の措置 開口部 換気装置 シリンダーキャビネット ガス比重 空気より比重の小さいガス 空気より比重が大きいガス 開口部又は換気装置配置図() 換気装置仕様書() 換気量計算書() シリンダーキャビネット図面等()
	〔ジシラン、ホスフィン、シランの容器置場〕 ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場は、当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであること。 例示基準.28 例示基準.36	該当の有無について選択 自然発火に対して安全な容器置場 不燃性又は難燃性 シリンダーキャビネット 容器置場構造図() シリンダーキャビネット図面等()
42-ト	〔除害設備の保有〕 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。 例示基準.29	該当の有無について選択 対象ガス名称() 対象ガスの区分 液化ガス 圧縮ガス 水溶性 非水溶性 可燃性 不燃性 支燃性 拡散防止措置() 除害措置 () 除害設備 () 除害剤種類 () 除害剤保有量() 除害系統図() 除害装置仕様書() 保護具の保管場所を示す図面() 保護具の種類・個数()
	〔2階建て容器置場の構造〕 口ただし書の二階建ての容器置場は、二、ホ(二階部分に限る。)及びへに掲げるもののほか、当該容器置場に貯蔵するガスの種類に応じて、経済産業大臣が定める構造とすること。 製造細目告示第11条の6	該当の有無について選択 圧縮水素のみの容器置場 1階の天井高さ(安全弁吹出し口から1m以上)() m 安全弁放出管の位置が容器置場外で火気等がない 1階の開口部面積() m ² 2階の壁の高さ() m 2階の開口部面積(天井部付近) m ² (床面付近) m ² 2階の床の材質() 1階と2階を結ぶ通路の数() 酸素のみの容器置場 1階の開口部面積(天井部付近) m ² (床面付近) m ² 2階の壁の高さ() m 2階の開口部面積() m ² 1階と2階を結ぶ通路の数() 2階建て容器置場の基準適合を示す図面等()
42-チ	〔消火設備〕 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。 例示基準.31	該当の有無について選択 消火設備の必要個数(B-10換算)() 個 証設備の設置 能力() × 本数() 個 消火設備配置図()
	〔導管の基準〕 一般高圧ガス保安規則第43条イ～ルに関する事項に適合すること。 製造細目告示第12条 例示基準.1 例示基準.7 例示基準.8 例示基準.37 例示基準.38 例示基準.39 例示基準.40 例示基準.41	該当の有無について選択 製造細目告示及び例示基準に適合していることを示す図面等()
43		

一般高圧ガス保安規則第6条第2項の技術上の基準に対応する事項

号	引用 条項	基準項目 条文 その他関連告示・基準等	該当等の有無 措置内容 参考図面等(インデックスNO.を記載)
1-イ		安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、常に全開しておくこと。ただし、安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合は、この限りでない。	該当の有無について選択 遵守します
1-ロ		空気液化分離装置の液化酸素だめ内の液化酸素—リットル中におけるアセチレンの質量、メタン中の炭素の質量又はその他の炭化水素中の炭素の質量がそれぞれ—ミリグラム、二百ミリグラム若しくは百ミリグラムを超えたとき、又は、これらの炭化水素中の炭素質量の合計が二百ミリグラムを超えたときは、当該空気液化分離装置の運転を中止する等の措置を講じ、かつ、液化酸素を放出すること。	該当の有無について選択 遵守します
1-ハ		次に掲げるガスは、圧縮しないこと。 (イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ。)中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のもの (ロ) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの	該当の有無について選択 遵守します
1-ニ		二・五メガパスカルを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは、き釈剤を添加してすること。 例示基準 . 4 2	該当の有無について選択 遵守します
1-ホ		空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備(付属する貯槽及び配管を含む。)により圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合(アキュムレータ設備系内に石油類又は油脂類を用いる場合に限る。)には、当該アキュムレータ設備系内の空気と石油類又は油脂類が混在しないための措置を講ずること。 例示基準 . 4 3	該当の有無について選択 遵守します
1-ヘ		三フッ化窒素の充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。	該当の有無について選択 遵守します
2-イ		貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないように充填すること。この場合において、毒性ガスの液化ガスの貯槽については、当該九十パーセントを超えることを自動的に検知し、かつ、警報するための措置を講ずること。 例示基準 . 4 4	該当の有無について選択 遵守します
2-ロ		圧縮ガス(アセチレンを除く。)及び液化ガス(液化アンモニア、液化炭酸及び液化塩素に限る。)を継目なし容器に充填するときは、あらかじめ、その容器について音響検査を行い、音響不良のものについては内部を検査し、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと。	該当の有無について選択 遵守します
2-ハ		車両に固定した容器(内容積が四千リットル以上のものに限る。)に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。	該当の有無について選択 遵守します
2-ニ		アセチレンを容器に充填するときは、充填中の圧力が、二・五メガパスカル以下でし、かつ、充填後の圧力が温度十五度において一・五メガパスカル以下になるような措置を講ずること。 例示基準 . 4 5	該当の有無について選択 遵守します
2-ホ		酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ、当該貯槽又は容器の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換した後に酸又はアルカリを含まないものにすること。	該当の有無について選択 遵守します
2-ヘ		酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の付着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。	該当の有無について選択 遵守します

2-ト	三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質(車両に固定した容器等の車両を除く。)を置かないこと。	該当の有無について選択 遵守します
2-チ	<p>高压ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。</p> <p>(イ) 熱湿布を使用すること。</p> <p>(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。</p> <p>(ハ) 設置場所及び高压ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備(空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。)を使用すること。</p>	該当の有無について選択 遵守します
2-リ	容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。	該当の有無について選択 遵守します
2-ヌ	<p>一般複合容器等であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものの、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したものの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したものの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月の前月から起算して十五年を経過したものの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したものの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。</p>	該当の有無について選択 遵守します
2-ル	<p>国際相互承認に係る容器保安規則第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から起算して十五年を経過したものの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が定めた月(同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月)を経過したものの(同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。))には、高压ガスを充填しないこと。</p> <p>例示基準 2.1の3</p>	該当の有無について選択 遵守します
2-ヲ	圧縮水素運送自動車用容器に圧縮水素を充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。	該当の有無について選択 遵守します
3-イ	<p>アセチレンは、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を内蔵する容器であつて適切なものに充填すること。</p> <p>例示基準 4.6</p>	該当の有無について選択 遵守します
3-ロ	<p>シアン化水素の充填は、純度九十八パーセント以上のシアン化水素に安定剤を添加してすること。</p> <p>例示基準 4.7</p>	該当の有無について選択 遵守します
3-ハ	シアン化水素の充填容器は、充填した後二十四時間以上静置し、その後ガスの漏れのないことを確認しその容器の外面に充填年月日を明記した標紙を貼ること。	該当の有無について選択 遵守します
3-ニ	酸化エチレンを入れてある貯槽は、常にその内部の窒素ガス、炭酸ガス及び酸化エチレンガス以外のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換しておき、かつ、温度五度以下に保つこと。	該当の有無について選択 遵守します
3-ホ	酸化エチレンの充填容器には、温度四十五度においてその容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスを充填すること。	該当の有無について選択 遵守します
3-ヘ	<p>エアゾールの製造用又はその他の工業用に使用される液化石油ガスにあつては、「工業用無臭」の文字を朱書きした票紙をはり、又はその文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容積で千分の一である場合において感知できるようにおいがするものを充填すること。</p> <p>例示基準 4.8</p>	該当の有無について選択 遵守します

4	<p>高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に依り頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。</p> <p>例示基準 . 49</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
5-イ	<p>修理等をするとき、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。</p> <p>例示基準 . 50</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
5-ロ	<p>可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするとき、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>例示基準 . 50</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
5-ハ	<p>修理等のため作業員がガス設備を開放し、又はガス設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>例示基準 . 50</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
5-ニ	<p>ガス設備を開放して修理等をするとき、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。</p> <p>例示基準 . 50</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
5-ホ	<p>修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。</p> <p>例示基準 . 50</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
6	<p>製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>例示基準 . 51</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-イ	<p>エアゾール(殺虫剤の用に供するものを除く。)の製造には、毒性ガス(経済産業大臣が定めるものを除く。)を使用しないこと。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ロ	<p>人体に使用するエアゾール(経済産業大臣が定めるものを除く。)の噴射剤である高圧ガスは、可燃性ガス(経済産業大臣が定めるものを除く。)でないこと。</p> <p>製造細目告示第11条、第11条の2</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ハ	<p>(イ) 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。 (ロ) 金属製の容器にあつては内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。 (ハ) 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。 (ニ) 内容積が三十立方センチメートルを超える容器は、エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。 (ホ) 使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高圧ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ニ	<p>エアゾールの製造設備の周囲二メートル以内には、引火性又は発火性の物を置かないこと。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ホ	<p>エアゾールの製造は、防火上有効な措置を講じて行うこと。</p> <p>例示基準 . 52</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ヘ	<p>エアゾールの製造を行う室には、作業に必要な物以外の物を置かないこと。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-ト	<p>エアゾールの製造は、温度三十五度において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下になり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下になるようにすること。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>
7-チ	<p>容器を転倒してエアゾールを製造するときは、当該容器を固定する転倒台を使用すること。</p>	<p>該当の有無について選択 遵守します</p>

7-リ	エアゾールの充填された容器は、その全数について、当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。	該当の有無について選択 遵守します
7-ヌ	エアゾールの充填された容器(内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。)の外面には、当該エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)を明示すること。 <u>例示基準 . 5 2</u>	該当の有無について選択 遵守します
8-イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当の有無について選択 遵守します
8-ロ	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当の有無について選択 遵守します
8-ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	該当の有無について選択 遵守します
8-ニ	容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。 <u>例示基準 . 5 3</u>	該当の有無について選択 遵守します
8-ホ	充填容器等(圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、常に温度四十度(容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器(以下「超低温容器」という。)又は同条第四号に掲げる低温容器(以下「低温容器」という。)にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。)以下に保つこと。	該当の有無について選択 遵守します
8-ヘ	圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。	該当の有無について選択 遵守します
8-ト	充填容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 <u>例示基準 . 5 4</u>	該当の有無について選択 遵守します
8-チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当の有無について選択 遵守します